様式第9号の2(第16条第1項関係)

時間外労働
休日労働 に関する協定届(特別条項)

<table>
<tr><td rowspan="4">臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合</td><td rowspan="4">業務の種類</td><td rowspan="4">労働者数
(満18歳以上の者)</td><td colspan="2">1日
(任意)</td><td colspan="4">1箇月
(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)</td><td colspan="3">1年
(時間外労働のみの時間数。
720時間以内に限る。)</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">起算日
(年月日)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">延長することができる時間数</td><td rowspan="2">限度時間を超えて労働させることができる回数
(6回以内に限る。)</td><td colspan="2">延長することができる時間数
及び休日労働の時間数</td><td rowspan="2">限度時間を超えた労働に係る割増賃金率</td><td colspan="2">延長することができる時間数</td><td rowspan="2">限度時間を超えた労働に係る割増賃金率</td></tr>
<tr><td>法定労働時間を超える時間数</td><td>所定労働時間を超える時間数
(任意)</td><td>法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数</td><td>所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数
(任意)</td><td>法定労働時間を超える時間数</td><td>所定労働時間を超える時間数
(任意)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>限度時間を超えて労働させる場合における手続</td><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td>限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置</td><td>(該当する番号)</td><td colspan="10">(具体的内容)</td></tr>
<tr><td colspan="12">上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。□
(チェックボックスに要チェック)</td></tr>
</table>

協定の成立年月日　　年　　月　　日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の　職名　氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(　　)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

年　　月　　日

使用者　職名
氏名

……労働基準監督署長殿